第 平成二十八年四月十二日 二千七 告 百三十九 示

号

岐阜県告示第二百八十二号

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣か

内容を告示する。

平成二十八年四月十二日

岐阜県知事

古

田

解除予定保安林の所在場所

海津市南濃町安江字鎌知土二三一四の三 (次の図に示す部分に限る。)

= 保安林として指定された目的

解除の理由 土砂の流出の防備

指定理由の消滅

て縦覧に供する。) 「次の図」は、 省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に備え置い

岐阜県告示第二百八十三号 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により農林水産大臣か

平成二十八年四月十二日

岐阜県知事 古 田

平成二十八年四月十二日

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

田

田

	(249)	平成28年4月12日	岐	阜	県	公	報	第2739号
								ملفت ر
								く 機 り 会
								にに寄恵
								うま
								くりに寄与することを目的とする。機会に恵まれない子どもたちが健や
								こりとそ
								をと
								的た
								とちすが
								る。健
								か
								高
								6
								3
								くりに寄与することを目的とする。機会に恵まれない子どもたちが健やかに暮らせる地域づ
								ブ
Г								
I								